

World Liquor System

やまや



おかげさまで50年

証券コード：9994

第51回 定時株主総会

招集ご通知

目次

第51回定時株主総会招集ご通知 (添付書類)	
事業報告	1
連結計算書類	17
計算書類	18
監査報告	19
株主総会参考書類	22

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所 宮城県仙台市宮城野区榴岡五丁目6番51号
ホテル メルパルク仙台 二階 大会場

決議事項 議案 取締役7名選任の件

- ・株主総会にご出席の株主様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ・接触感染リスク低減のため、会場座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数には限りがあります。
- ・会場受付時に非接触型検温を実施します。高熱など体調不良が確認されましたら入場を控えていただきます。

株式会社やまや

(証券コード9994)
2021年6月4日

株 主 各 位

宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

株式会社 やまや

代表取締役会長 山内英靖

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
（今回の定時株主総会の日が、前回の定時株主総会の応当日と著しく離れた日となりましたのは、前回の定時株主総会の開催を、新型コロナウイルス感染症対策により、延期したためであります。）
2. 場 所 宮城県仙台市宮城野区榴岡五丁目6番51号
ホテル メルパルク仙台 二階 大会場
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 取締役7名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamaya.jp/pages/cp/ir/stockholder.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表
 - ② 株主資本等変動計算書、計算書類の個別注記表
- ◎ 本招集ご通知の事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yamaya.jp/pages/cp/ir/stockholder.html>）に掲載いたしますのでご承認ください。
- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の座席間隔を拡げていることから、ご用意できる席が限られます。ご入場できない可能性がございますので、できるだけ議決権行使書の郵送による事前行使をお願いいたします。

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年4月1日～2021年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の抑制などにより、個人消費や雇用情勢の低迷が続く厳しい状況となりました。

こうした状況において、当連結累計期間(2020年4月1日から2021年3月31日まで)における当社グループ連結業績は、売上高1,500億3百万円(前期比10.8%減)、営業損失2億51百万円(前期は営業利益41億63百万円)、経常利益14億38百万円(前期比66.0%減)となりました。また、第3四半期において、当社の連結子会社であるチムニー㈱に係るのれんの減損損失を64億2百万円計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失79億79百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益2億5百万円)となりました。

当連結会計期間末において、酒販事業341店(前期比8店増)、外食事業795店(同160店減)、グループ合計店舗数1,136店(同152店減)を運営しています。

なお、2月13日には福島県沖、3月9日には宮城県沖をそれぞれ震源とする地震が発生いたしました。これらの地震による被害は軽微であり、当期の経営成績に及ぼす大きな影響はございません。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(酒販事業)

酒販事業における売上高は1,348億57百万円(前期比10.5%増)、営業利益は62億27百万円(同54.4%増)となりました。

昨年4月7日に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、日本政府の緊急事態宣言が発出されました。ステイホームが呼びかけられ、学校の休校やテレワークの推進もあって、巣ごもり需要が大きくなりました。特にゴールデンウィークには、売上の伸びが最大となりました。7月にはGoToトラベルが始まりましたが、同感染症拡大の第2波が発生したことで自治体独自の緊急事態宣言などが出されました。これにより、帰省のないお盆となり、巣ごもり需要は続き、ギフトの売上も伸びました。10月には酒税法改正があったため、9月にビール類新ジャンルの仮需が起きました。当社では早期から新ジャンルの販売強化に努めており、この仮需でも売上を増やしました。11月になると同感染症拡大の第3波が発生しました。全国でまた移動の制限が呼びかけられ、正月も帰省需要のないものとなりました。それに代わり帰歳暮と呼ばれるギフトの売上が増えました。飲食店の営業時間短縮などが再び要請され、年末の忘年会需要などもなくなる中で、今年1月には再び政府から、東京近郊に緊急事態宣言が出されました。対象地域が追加され、期限も延長されて、解除は3月下旬となりました。しかしその解除前に宮城県が独自の緊急事態宣言を出すなどしており、家庭需要はなおも続いています。

インターネットで事前にご注文を承り、車でご来店していただいで、受け取りができる「やまやドライブスルー」を、全店舗に展開しました。

新規出店として、杜せきのした店(宮城県)、鶴岡大塚店(山形県)、古河店、日立滑川店(茨城県)、香芝五位堂店(奈良県)、三田対中店、伊丹瑞穂店(兵庫県)、福山木之庄店(広島県)、福津店(福岡県)の9店を開店しました。また、水戸業務店(茨城県)を閉店しました。これにより、2021年3月末における酒販事業の総店舗数は341店(前期比8店増)となりました。

(外食事業)

外食事業における売上高は157億64百万円(前期比67.0%減)、営業損失は64億90百万円(前期は営業利益1億16百万円)となりました。

外食事業では、一時的にはG o T o イート事業の影響もあって、客数が回復する展開もありましたが、第3波にもおよぶ新型コロナウイルス感染症の拡大と、それに対する緊急事態宣言の発出等により、営業時間の短縮や休業の要請に協力することとなりました。そうした中で居酒屋の需要は大きく減少し、極めて厳しい状況となりました。

こうした状況の中で、お客様の行動パターンの変化への対応として、従来の居酒屋スタイルから食事を中心とした業態の開発を進めております。「ウィズコロナ」のフォーマットとして、「焼肉 牛星」、「大衆食堂 安べゑ」、「和食旬菜 海鮮料理 はなの屋」といった業態の展開は順調に進捗しており、引き続き業績の回復を図ってまいります。

2021年3月末の飲食直営店は411店(前期比108店減)、飲食F C店は384店(同52店減)となり、飲食店の総店舗数は、795店(同160店減)となりました。

区分		期別	第49期 2019年3月期	第50期 2020年3月期	第51期 (当連結会計年度) 2021年3月期
(酒販事業)	売上高		120,995	122,070	134,857
	営業利益		4,488	4,034	6,227
(外食事業)	売上高		48,197	47,741	15,764
	営業利益		2,398	116	△6,490

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(2) 今後の見通し

新型コロナウイルスワクチンの接種が進捗するにつれて、国内消費活動も今期中には活性化に向かうものと期待されます。

こうした中で、次期の連結業績は、売上高1,520億円(前期比2.0%増)、営業利益40億円(前期は営業損失2億51百万円)、経常利益50億円(前期比247.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益29億円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失79億79百万円)を見込んでおります。

(酒販事業)

巣ごもり需要は徐々に減退を見せるものと考えられます。また、2020年10月に酒税法改正があり、それによる仮需が9月に発生したことから、次期の売上高はわずかに減少するものと捉えております。こうしたことから、次期の酒販事業の売上高は1,300億円(前期比2.9%減)を見込みます。

(外食事業)

感染拡大防止に努めつつ、収束後にある程度の業績が回復できると見込まれる居酒屋スタイルの店舗は維持してまいります。その一方で、一部店舗は食事を中心とした業態への転換も進めてまいります。次期の外食事業の売上高は232億円(前期比46.9%増)を見込みます。

なお、2022年3月期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しております。上記の前年同期比は、2021年3月期の業績に同会計基準を適用したものと仮定して、算定しております。

(3) 設備投資・資金調達等の状況

① 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度に完成した主要設備

当連結会計年度における設備投資は、主に新規出店19店舗、並びに改装25店舗の設備投資で、総額は11億75百万円となりました。

ロ. 当連結会計年度中における土地の取得はありません。

ハ. 当連結会計年度継続中の主要設備はありません。

ニ. 収益に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却、除却、滅失等はありません。

② 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況はありません。

③ 他の会社の事業の譲り受けの状況はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分はありません。

⑤ 資金調達の状況

株式会社やまやグループの当連結会計年度における設備投資に係る資金は、自己資金及び借入金で充当しました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	期別	第48期 2018年3月期	第49期 2019年3月期	第50期 2020年3月期	第51期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)		168,960	167,750	168,168	150,003
営業利益 (百万円)		7,411	6,894	4,163	△251
経常利益 (百万円)		7,500	6,942	4,227	1,438
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		3,393	3,216	205	△7,979
1株当たり当期純利益 (円)		313.02	396.65	18.98	△735.98
総資産額 (百万円)		70,744	71,454	63,320	57,614
純資産額 (百万円)		35,112	38,423	36,659	24,378
1株当たり純資産 (円)		2,735.77	2,981.27	2,944.59	2,188.34

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。なお、発行済株式数については自己株式数を控除した株式数を用いております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は我が国の経済活動や消費者の消費行動に大きな影響を与えており、我が国の人口減少と高齢化、そして「新型コロナとともに」変容する新しい生活様式が進む状況は、個人消費に大きく依存する、酒販業界、外食業界に影響を及ぼします。縮小傾向にある市場で、当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

(酒販事業)

お客様を基点としたマーチャндаイジングに徹し、新価値提案による需要の創出に挑戦します。

- ① 酒類を中心とした嗜好品の大型専門店を出店し、チェーン展開します。
- ② 料飲店様に配達する業務卸のネットワークを拡充します。
- ③ 地域密着を進めます。地域商品の現地調達拠点を増やし、あわせて物流のネットワーク化を図り、一般的な運搬距離を削減し、災害時のリスク分散、複線化を進めます。
- ④ 大規模災害への対応を図ります。店舗での防災、減災、緊急対処の方法の改善、定期点検、訓練を進め、また、緊急時における、水・食料品の供給など地域で役立つことに努めます。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症などの疾病対策を強化し、顧客、従業員、取引先、株主などのステークホルダーの安全、安心に努めて参ります。
- ⑥ 「やまやドライブスルー」を進化させ、人との接触を極力排除した感染症防止、スピーディーなお買い物、一度のお買い物で必需品を買い揃えることができるように努めてまいります。
- ⑦ 照明のLED化を推進するなど、エコノミーとエコロジーを両立する省エネルギーを進めます。
- ⑧ 地域のお役に立てる酒販店を目指します。
- ⑨ 社会とともに存続し発展する企業として構造改革を推進し、適正・適法な業務運営を実施するための内部統制を強化し、株主、お客様から高い信頼を得られるように取り組みます。
- ⑩ 消費者意識の変化に伴い、人権問題や社会・地球環境に配慮した商品を意識した「エシカル（倫理的）消費」に対応してまいります。

(外食事業)

外食事業においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を2022年半ば頃、収束後も既存店の売上高は同感染症拡大以前の水準までは戻らないものと仮定しています。この過程におきまして、対処すべき課題とその取り組みは以下のとおりです。

- ① コロナ感染症などの疾病対策は営業再開の時点で万全を期しておりますが、引き続き感染拡大等に関する情報に基づき柔軟に対処いたします。
- ② 宴会離れなどに象徴される外食事業のマイナス成長の兆候に対しては、テイクアウト、デリバリーの強化や、食事需要の取り込みを図れる新業態の開発を進めます。
- ③ 人手不足の解消やサービスレベルの向上については、新規に創設した人材教育体制を軸にして「志」「技術」「情熱」をもてる人材の育成に取り組みます。
- ④ 売上原価及び人件費のコントロール、不採算店舗の閉店、家賃の減免交渉をはじめ各種経費の見直しを行い、損益分岐点の低下を図ります。
- ⑤ 各種助成金や協力金の支給を受けるとともに、既存取引金融機関と当座貸越契約を締結しており、新たな金融機関からの借入れも検討しております。

(6) 企業集団の主要な事業内容（2021年3月31日現在）

2014年3月期より、チムニー株式会社及びその子会社3社が連結子会社となったことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の単一のセグメントから「酒販事業」と「外食事業」の2区分に変更しております。当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社と連結子会社12社、関連会社1社及び持分法非適用関連会社1社で構成されております。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントの関連は、次のとおりであります。

(酒販事業)

株式会社やまや(以下、当社という。)、やまや関西株式会社及びやまや東日本株式会社の店舗部門・通信販売において酒類及び食料品等の小売を行っております。

やまや商流株式会社は、製造業者及び卸売業者より酒類及び食料品等を仕入し、当社及びやまや関西株式会社、やまや東日本株式会社、チムニー株式会社、株式会社つば八への卸売を行うとともに、当社グループ外への卸売及び小売を行っております。

大和蔵酒造株式会社は、酒類及び食料品の製造及び卸売をしており、連結子会社のやまや商流株式会社は、同社より酒類及び食料品を仕入しております。

(外食事業)

チムニー株式会社は、魚鮮水産株式会社、株式会社紅フーズコーポレーション、めっちゃ魚が好き株式会社、大田市場チムニー株式会社及び株式会社シーズライフを連結子会社とし、居酒屋を中心とした飲食業を営み、商品・サービスの提供を行っております。当社及びやまや商流株式会社より酒類等の仕入を行っております。

株式会社つば八は、つば八酒類販売株式会社を連結子会社とし、居酒屋を中心とした飲食事業を営んでおり、商品・サービスの提供を行っております。やまや商流株式会社より酒類等の仕入を行っております。

(7) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

① 株式会社やまや 本社：宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

②子会社の事業所

やまや商流株式会社	本社：宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号
大和蔵酒造株式会社	本社：宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目1番
やまや関西株式会社	本社：宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号
やまや東日本株式会社	本社：宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号
チムニー株式会社	本社：東京都墨田区両国三丁目22番6号
魚鮮水産株式会社	本社：愛媛県八幡浜市向灘2453番地
株式会社紅フーズコーポレーション	本社：東京都墨田区両国三丁目22番6号
めっちゃ魚が好き株式会社	本社：大阪府大阪市中央区本町四丁目6番20号
大田市場チムニー株式会社	本社：東京都大田区東海三丁目2番8号
株式会社シーズライフ	本社：東京都墨田区両国三丁目22番6号
株式会社つば八	本社：北海道札幌市西区二十四軒四条七丁目3番地8
つば八酒類販売株式会社	本社：東京都台東区柳橋二丁目1番9号

③ 店舗（酒販事業）

全国29都府県に「やまや」の店名で341店
出店しております。

地域別店舗数	都府県別店舗数		
東北地方 103店	青森県 4店	秋田県 11店	岩手県 11店
	宮城県 56店	山形県 12店	福島県 9店
関東甲信越 地方 97店	栃木県 10店	茨城県 14店	群馬県 8店
	埼玉県 20店	千葉県 15店	神奈川県 2店
	東京都 17店	新潟県 11店	
北陸地方 19店	富山県 10店	石川県 8店	福井県 1店
東海地方 13店	静岡県 2店	愛知県 9店	三重県 2店
関西地方 81店	滋賀県 1店	奈良県 5店	京都府 9店
	大阪府 45店	兵庫県 21店	
中国地方 18店	岡山県 1店	広島県 16店	山口県 1店
九州地方 10店	福岡県 10店		合計 341店

(注) 店舗数には、業務用専門店、通信販売店の合計9店を含んでおります。

⑤ 物流センター

名称	所在地
東北物流センター	宮城県黒川郡大和町
関東物流センター	茨城県猿島郡五霞町
大阪物流センター	大阪府大阪市住之江区
北上物流センター	岩手県北上市
茨城物流センター	茨城県猿島郡群境町
東京物流センター	東京都大田区
名古屋物流センター	愛知県名古屋市南区
北陸物流センター	石川県金沢市
広島物流センター	広島県広島市西区
福岡物流センター	福岡県福岡市東区
チムニー物流センター	埼玉県さいたま市緑区

④ 店舗（外食事業）

全国47都道府県で786店、海外(東南アジア
地域)で9店を出店しております。

業態別店舗数	直営店	F C店	総店舗数
はなの舞	72	101	173
さかなや道場	105	45	150
安べゑ	35	0	35
牛星	10	3	13
その他	54	52	104
コントラクト	90	0	90
新橋やきとん(子会社)	17	0	17
豊丸・鶴金(子会社)	10	0	10
牛星(子会社)	10	0	10
つば八	3	158	161
伊藤課長・ 焼肉の達人	1	10	11
他業態	4	15	19
合計	411	384	795

(注) 店舗数は、子会社店舗、F C契約店舗を含む店舗数です。

(8) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人

事業区分	使用人数	前期末比
酒販事業	1,127名 (2,221名)	35名増 (156名増)
外食事業	807名 (844名)	450名減 (2,296名減)
合計	1,934名 (3,065名)	415名減 (2,140名減)

- (注) 1. 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者を除きます。
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員(1日8時間換算)です。
3. 上記は使用人兼務役員を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
177名 (10名)	22名増 (602名減)	33.6歳	10年2ヶ月

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者を除きます。また、社外から当社への出向者を含みます。
2. 使用人数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員(1日8時間換算)です。
3. 上記は使用人兼務役員を含んでおりません。
4. 当社は、前事業年度において、東日本地域において当社が運営する198店舗の店舗運営に係る事業を、やまや東日本株式会社分割して継承いたしました。これにより使用人数が前期より大幅に減少いたしました。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
大和蔵酒造株式会社	10	100.0	酒類・食料品の製造及び卸売
やまや商流株式会社	38	100.0	酒類・食料品等の卸売
やまや関西株式会社	45	100.0	酒類・食料品等の小売
やまや東日本株式会社	10	100.0	酒類・食料品等の小売
チムニー株式会社	100	50.8	居酒屋を中心とした飲食業
株式会社つぼ八	50	56.0	居酒屋を中心とした飲食業

(10) 当社の主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

2021年3月末における借入金はございません。ただし、運転資金としての短期の借入は継続して発生する見込みであります。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 10,847,870株 |
| ③ 株主数 | 15,761名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	所有株式数	持株比率
	株	%
山内コンサルタント株式会社	2,476,000	22.83
山内英靖	2,169,640	20.01
イオン株式会社	2,072,730	19.11
山内浩晶	325,060	2.99
株式会社七十七銀行	220,000	2.02
山内英房	197,960	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	121,500	1.12
山内一枝	85,800	0.79
株式会社三井住友銀行	71,610	0.66
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	66,700	0.61

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (6,122株) を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、全て信託業務によるものです。

(2) 当社が保有する株式に関する事項

1. 当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し、保有することがあります。
取引先の株式は、取引関係の強化、ひいては当社事業の発展に資すると判断する限り、保有し続けますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向を見て、売却します。
2. 当社株式を保有する会社から、当社株式の売却等の意向の申出があった場合には、その行為を妨げることはありません。
3. 株主価値が大きく毀損される事態やコーポレートガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先との関係強化に活かす方向で議決権を行使します。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山内英靖	山内コンサルタント株式会社 取締役 やまや関西株式会社 代表取締役社長 やまや東日本株式会社 代表取締役社長 やまや商流株式会社 取締役 大和蔵酒造株式会社 取締役 チムニー株式会社 代表取締役会長 株式会社つば八 代表取締役会長 コルドンヴェール株式会社 監査役 マルシェ株式会社 社外取締役
代表取締役社長	佐藤浩也	当社社長執行役員 やまや関西株式会社 取締役 やまや東日本株式会社 取締役 やまや商流株式会社 取締役 大和蔵酒造株式会社 取締役 チムニー株式会社 取締役 株式会社つば八 取締役 コルドンヴェール株式会社 取締役
取締役副会長	山内一枝	山内コンサルタント株式会社 取締役 やまや関西株式会社 取締役 チムニー株式会社 取締役
取締役ファウンダー	山内英房	山内コンサルタント株式会社 代表取締役社長 やまや商流株式会社 代表取締役社長 大和蔵酒造株式会社 取締役 チムニー株式会社 取締役 コルドンヴェール株式会社 顧問
取締役	大竹聡	当社執行役員営業部長 やまや東日本株式会社 取締役 大和蔵酒造株式会社 取締役 やまや商流株式会社 監査役
取締役	横尾博	イオン株式会社 顧問
取締役	山岸洋	弁護士、三宅坂総合法律事務所 パートナー
常勤監査役	早坂克昭	やまや東日本株式会社 監査役 やまや関西株式会社 監査役 株式会社つば八 監査役
監査役	鈴木一樹	公認会計士、霞友有限責任監査法人 代表社員 学校法人北杜学園 理事長 仙台医療福祉専門学校 校長
監査役	黒澤徳治	税理士、黒澤税理事務所 代表 有限会社アイルコーポレーション 代表取締役

- (注) 1. 取締役横尾博氏、取締役山岸洋氏は会社法に規定する社外取締役であります。
2. 監査役鈴木一樹氏、監査役黒澤徳治氏は会社法に規定する社外監査役であります。
3. 常勤監査役早坂克昭氏は、1998年から2012年まで当社経理部で実務実績があり、執行役員経理部長としての責任者も経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 山内コンサルタント(株)、イオン(株)は当社の主要株主であります。
5. コルドンヴェール(株)は当社とイオン(株)の合併会社でイオン(株)の子会社であります。当社子会社のやまや商流(株)は同社から輸入酒類等を仕入れております。
6. やまや関西(株)、やまや東日本(株)、やまや商流(株)、大和蔵酒造(株)、チムニー(株)、(株)つぼ八は当社の子会社であります。
7. 当社は、非業務執行役員5名と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(2) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- イ. 取締役横尾博氏は、当社の主要株主であるイオン(株)の顧問を兼務しております。当社はイオン(株)と業務提携及び資本提携の覚書を締結しており、当社子会社であるやまや商流(株)はイオン(株)の子会社各社と卸売取引があります。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、当社は同氏を、東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として指定しております。
- ロ. 取締役山岸洋氏は、三宅坂総合法律事務所のパートナーを兼務しており、弁護士として会社法に精通し専門的知見・知識を有しております。当社は三宅坂総合法律事務所と特別な利害関係はありません。同氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断し、当社は同氏を、東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として指定しております。
- ハ. 監査役鈴木一樹氏は、学校法人北杜学園の理事長であり、法人経営における豊富な経験や見識を持っているほか、公認会計士、税理士としての専門的知識を有しております。同氏が所属する霞友有限責任監査法人、学校法人北杜学園、仙台医療福祉専門学校は、過去及び現在において当社といかなる利害関係も無いことにより、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断し、当社は同氏を、東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として指定しております。
- ニ. 監査役黒澤徳治氏は、企業経営における豊富な経験や見識、税理士としての専門的知識を有しております。同氏の配偶者である税理士と当社は税務に関する顧問契約を締結しておりますが、その契約内容、取引内容と照らして、同氏の独立性に影響を与えるおそれは無いと判断し、当社は同氏を、東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として指定しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	横尾 博	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、主に小売業の経営者としての経験による専門的観点から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取締役	山岸 洋	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、主に会社法関連の専門的観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監査役	鈴木 一樹	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回、また、開催された15回の監査役会の15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っているほか、ガバナンス体制、内部統制体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。
監査役	黒澤 徳治	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、また、開催された15回の監査役会の15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っているほか、ガバナンス体制、内部統制体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

① 取締役及び監査役の報酬

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次の通りです。

(基本報酬に関する方針)

取締役の報酬等の額のうち、月額報酬については、株主総会で決議された範囲内で、取締役会に付議して決定する。当社の取締役の報酬限度額は、1999年6月25日開催の第29回定時株主総会において年総額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されている。なお、会社の業績との連動性を確保するため、前期からの業績の変動、計画の達成度等を総合的に評価し、職責と成果を反映させる体系としているため、固定報酬から独立した業績連動報酬は採用しない。

賞与については、会社業績が好調な場合に支払われることがあるが、具体的な指標等は設けていない。

退職慰労金については、役員退職慰労金内規に定めのある通り、役位・在職年数等に応じて算定している。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2)	187百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	15 (4)
合 計 (うち社外役員)	10 (4)	202 (12)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1999年6月25日開催の第29回定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第38回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
 4. 当事業年度に係る役員賞与はありません。
 5. 上記の支給金額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額57百万円(取締役5名に対し57百万円(社外取締役2名に対してはありません。)、監査役1名に対し0百万円(社外監査役2名に対してはありません。))を含みます。

- ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
 当事業年度に支払った役員退職慰労金はありません。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 当社の会計監査人の名称
名称：有限責任監査法人トーマツ
- (2) 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額 その他の財産上の利益の合計額	87

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等の額について同意した理由
監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

【基本方針】

当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献すること」と「地域社会そして世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献すること」をグループ全体の経営基本理念としています。この経営理念に基づいて、株主の利益極大化を第一としつつ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーに貢献する企業グループであることをコーポレート・ガバナンスの基本方針といたしており、これを会社の最重要課題と位置付けています。

【体制】

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針及び体制を、以下のとおり定めております。

(1) 内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献すること」との経営理念をすべての役職員が共有し、お客様、お取引先様、社員はもとより当社が係るすべての方々毎日の業務を通じて貢献することを業務運営の基本方針とする。

当社はこの方針を実現するために、「業務の信頼性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、並びに「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。

具体的には、代表取締役会長を委員長とする内部統制委員会を設置することに加え、連結ベースでの管理体制強化のため、当社の内部統制委員会はグループ会社横断的に、内部統制システムの整備を推進する。

(2) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は、取締役及び使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等を遵守（以下、コンプライアンスという）した行動をとることが、あらゆる企業活動の前提であるとの認識を共有する。

また、その徹底を図るため、内部統制委員会及び監査室は連携の上、当社及びグループ会社のコンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告される。

(3) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びにグループ会社の取締役及び使用人の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

当社は、当社グループに係る規程に基づき、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行に係る事項の報告を受ける。

取締役、監査役、内部統制委員会及び監査室は、社内規定により、常時、これらの文書等を閲覧できる。

(4) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社は、リスク管理についてリスクの種類ごとに各種規程・マニュアルを制定しており、平時においては、各部門所轄業務に付随する危機管理は担当部門がこれを行うとともに、組織横断的な危機状況の監視並びに全社対応は総務部が行い、有事においては、会長を本部長とする「本社対策本部」が統括して危機管理を行う。

なお、内部統制委員会及び監査室は各部門ごと及び当社グループ全社の危機管理の状況を監査し、その結果は定期的に取締役会、監査役会、部長会に報告される。

- (5) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、業務執行
取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権
限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。
- (6) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ会社は、本「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた行動をとる。
当社グループ会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取
締役に付議の上、決定するものとする。
当社の内部統制委員会及び監査室は当社グループ会社横断的に、内部統制システムの整備を推進し、
グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果は定期的に取り締役会、監
査役会、部長会に報告される。
監査室及び監査役は、会計監査人と連携し、当社及び当社グループ会社全体の経営の監視、監査を
実効的かつ適切に行う。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及
び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、監査室所属の職員及び内部統制委員会に対し、その監査業務に関する補助を依頼するこ
とができるものとし、依頼を受けた職員は、その依頼に対し、取締役及び所属部門長の指揮命令を受
けない。
監査役の職務を補助する者の人事等にあたっては、事前に監査役に同意を得るものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
当社及びグループ会社は、取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会に対し、
法定の事項に加え、当社及びグループ会社に重大な影響或いは損害を及ぼす事項、内部監査の実施状
況、コンプライアンス状況等について速やかに報告する体制を整備する。
報告の方法については、当社の監査役に直接報告できるものとする。
当社及びグループ会社は、監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱
いを受けることを禁止する。
当社及びグループ会社は、監査役へ報告したことを理由として報告した者の職場環境が悪化した場
合には報告者の保護に必要な処置を講ずるものとする。
- (9) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会社における重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会の
他、当社及びグループ会社の会議に積極的に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、
監査室及び内部統制委員会と適宜協議をするものとし、定期的に取り締役、会計監査人と意見交換会を
開催する。
当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還を請求したときは、特に不合理
でない限り、社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保する体制に関しては、内部統制委員会を設置して、体制の整備を行う。

当社は、子会社を含めたグループ全体の財務報告の信頼性を担保すべく、監査室及び内部統制委員会の統括のもと、統制環境から実際の業務の統制活動までのあるべき姿を文書化し、その遵守状況(内部統制の有効性)を点検する。

財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必要な業務プロセスに係る内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の自己点検を各部門長が実施し、各部門長は自己点検結果を会長に報告し、会長が評価を行う。

【運用状況の概要】

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、具体的な取組を行うとともに、内部統制の運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っています。併せてコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(利益配分に関する基本方針)

当社は、安定的な配当を継続することが配当政策上重要であると考えております。さらに、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を勘案して、株主への配当を実施していくことを基本方針とし、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことにしております。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等については取締役会が決定する旨を定款に定めております。

(当事業年度の配当及び株主優待)

2021年3月期の期末配当金につきましては、通期の連結決算業績を考慮し、1株あたり普通配当24円および記念配当2円といたします。既に実施済みの、2020年9月30日を基準日とする中間配当金1株あたり普通配当24円と合わせ、2021年3月期の年間配当金は1株あたり50円となります。期末配当金のお支払は2021年6月7日より開始いたします。

また、毎年3月31日現在及び9月30日現在の当社株主名簿に記載又は記録された1単位(100株)以上を保有する株主様を対象として、当社酒類販売店舗「やまや」店頭にてご利用いただける「株主優待商品券」3,000円分を各基準日毎に贈呈する、株主優待制度を設けております。2020年9月30日基準日の株主優待は2020年11月下旬に贈呈いたしました。2021年3月31日基準日の株主優待は、2021年6月下旬に、株主総会関連書類とともに、対象となる株主様に贈呈いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,537	流動負債	28,133
現金及び預金	8,664	買掛金	9,759
売掛金	5,075	短期借入金	10,550
商品及び製品	15,674	1年内返済予定の長期借入金	124
仕掛品	78	リース債務	102
原材料及び貯蔵品	50	未払金	1,497
前払費用	896	未払費用	849
その他	2,485	未払法人税等	1,577
貸倒引当金	△387	未払消費税等	1,116
固定資産	25,076	預り金	594
有形固定資産	11,459	賞与引当金	829
建物及び構築物	5,665	その他	1,131
機械装置及び運搬具	136	固定負債	5,102
器具備品	678	長期借入金	706
リース資産	242	退職給付に係る負債	274
土地	4,722	リース債務	249
建設仮勘定	12	役員退職慰労引当金	624
無形固定資産	2,451	資産除去債務	1,733
ソフトウェア	84	その他	1,513
のれん	2,341	負債合計	33,236
その他	25	(純資産の部)	
投資その他の資産	11,165	株主資本	23,397
投資有価証券	894	資本金	3,247
関係会社株式	890	資本剰余金	5,815
破産更生債権等	109	利益剰余金	14,343
長期前払費用	118	自己株式	△8
退職給付に係る資産	65	その他の包括利益累計額	327
差入保証金	8,346	その他有価証券評価差額金	318
繰延税金資産	678	退職給付に係る調整累計額	8
その他	163	非支配株主持分	653
貸倒引当金	△99	純資産合計	24,378
資産合計	57,614	負債・純資産合計	57,614

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	150,003
売上原価	111,033
売上総利益	38,970
販売費及び一般管理費	39,221
営業利益	-251
営業外収益	1,990
(受取利息)	12
(受取配当金)	14
(受取手数料)	35
(保険金収入)	28
(持分法による投資利益)	24
(雇用調整助成金)	1,497
(その他)	377
営業外費用	300
(支払利息)	33
(店舗改装費用)	14
(店舗閉鎖損失)	206
(災害による損失)	14
(その他)	30
経常利益	1,438
特別利益	188
(固定資産売却益)	54
(受取補償金)	107
(退職給付に係る調整額)	26
特別損失	10,805
(固定資産売却損)	24
(減損損失)	8,296
(投資有価証券評価損)	395
(割増退職金)	248
(新型コロナウイルス対応による損失)	1,744
(その他)	96
税金等調整前当期純利益	△9,178
法人税、住民税及び事業税	2,183
法人税等調整額	850
当期純利益	△12,211
非支配株主に帰属する当期純利益	△4,232
親会社株主に帰属する当期純利益	△7,979

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

当社計算書類(単体)

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,534	流動負債	7,824
現金及び預金	1,189	買掛金	3,720
売掛金	4,564	未払金	2,627
商品	103	未払費用	227
前払費用	349	未払法人税等	345
未収入金	7,191	賞与引当金	631
その他	136	その他	272
固定資産	27,517	固定負債	1,399
有形固定資産	8,442	退職給付引当金	75
建物	3,284	役員退職慰労引当金	612
構築物	170	資産除去債務	522
機械及び装置	59	その他	189
車両運搬具	8	負債合計	9,223
器具備品	418	(純資産の部)	
土地	4,487	株主資本	31,563
建設仮勘定	12	資本金	3,247
無形固定資産	24	資本剰余金	6,137
その他	24	資本準備金	6,137
投資その他の資産	19,050	利益剰余金	22,187
投資有価証券	259	利益準備金	111
関係会社株式	15,785	その他利益剰余金	22,275
破産更生債権等	1	固定資産圧縮積立金	1
長期前払費用	64	別途積立金	3,687
差入保証金	2,555	繰越利益剰余金	18,386
繰延税金資産	383	自己株式	△8
その他	2	評価・換算差額等	265
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	265
資産合計	41,052	純資産合計	31,828
		負債・純資産合計	41,052

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	2,367
売上原価	2,153
売上総利益	214
関係会社受取手数料	1,833
営業総利益	2,047
販売費及び一般管理費	284
営業利益	1,763
営業外収益	5,596
(受取利息)	2
(受取配当金)	11
(関係会社受取配当金)	1,200
(受取賃貸料)	4,328
(その他)	53
営業外費用	4,104
(支払利息)	3
(賃貸収入原価)	4,085
(その他)	15
経常利益	3,255
特別損失	271
(減損損失)	61
(投資有価証券評価損)	67
(関係会社株式評価損)	141
(その他)	1
税引前当期純利益	2,983
法人税、住民税及び事業税	690
法人税等調整額	△61
当期純利益	2,353

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社やまや 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博雄 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤田 修一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社やまやの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまや及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社やまや 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
仙 台 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 菅 博 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 澤 田 修 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社やまやの2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社やまや 監査役会

常勤監査役	早	坂	克	昭	Ⓔ
社外監査役	鈴	木	一	樹	Ⓔ
社外監査役	黒	澤	徳	治	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案 取締役7名選任の件

現取締役7名は全員、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	やま うち ひで はる 山 内 英 靖 (1962年11月15日)	1985年 4月 当社入社 1985年12月 当社取締役仙台店長 1999年 6月 当社常務取締役営業部長 2002年 6月 当社専務取締役営業本部長 2005年 6月 当社代表取締役社長 2006年 6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 2020年 7月 当社代表取締役会長（現任） 重要な兼職の状況 やまや関西(株) 代表取締役社長 やまや東日本(株) 代表取締役社長 やまや商流(株) 取締役 大和蔵酒造(株) 取締役 チムニー(株) 代表取締役会長 (株)つぼ八 代表取締役会長 コルドンヴェール(株) 監査役 山内コンサルタント(株) 取締役 マルシエ(株) 社外取締役	2,169,640株
2	さ とう こう や 佐 藤 浩 也 (1966年8月31日)	1989年 4月 当社入社 2003年 6月 当社取締役営業部長 2006年 6月 当社執行役員営業部長 2007年 6月 当社常務執行役員営業部長 2013年 6月 当社取締役専務執行役員営業部長 2020年 7月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任） 重要な兼職の状況 やまや関西(株) 取締役 やまや東日本(株) 取締役 やまや商流(株) 取締役 大和蔵酒造(株) 取締役 チムニー(株) 取締役 (株)つぼ八 取締役 コルドンヴェール(株) 取締役	1,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	やま うち かず え 山 内 一 枝 (1937年11月12日)	1970年11月 当社取締役副社長 2006年 6月 当社取締役副会長 (現任) 重要な兼職の状況 やまや関西(株) 取締役 チムニー(株) 取締役 山内コンサルタント(株) 取締役	85,800株
4	やま うち ひで ふさ 山 内 英 房 (1934年9月27日)	1970年11月 当社設立 代表取締役社長 2001年 6月 当社代表取締役会長 2020年 7月 当社取締役ファウンダー (現任) 重要な兼職の状況 山内コンサルタント(株) 代表取締役 やまや商流(株) 代表取締役社長 大和蔵酒造(株) 取締役 チムニー(株) 取締役 コルドンヴェール(株) 顧問	197,960株
5	おお たけ さとし 大 竹 聡 (1974年1月18日)	1996年 4月 当社入社 2010年 6月 当社商品部長 2014年 6月 当社執行役員商品部長 2015年 6月 当社取締役執行役員商品部長 2020年 7月 当社取締役執行役員営業部長 (現任) 重要な兼職の状況 やまや東日本(株) 取締役 大和蔵酒造(株) 取締役 やまや商流(株) 監査役	1,000株
6	よこ お ひろし 横 尾 博 (1950年12月27日)	1974年 4月 ジャスコ(株)入社 1989年 4月 ミニストップ(株)取締役 2000年 5月 ミニストップ(株)代表取締役社長 2008年 5月 ミニストップ(株)取締役会長 2008年 8月 イオン(株)執行役員 戦略的小型店事業最高経営 責任者 2010年 3月 イオン(株)執行役員 戦略的小型店事業最高経営 責任者兼グループ商品・商品改革最高責任者 2013年 6月 当社社外取締役(現任) 2014年 5月 イオン(株)取締役兼取締役会議長 2020年 5月 イオン(株)顧問 (現任)	一株
7	やま ぎし よう 山 岸 洋 (1959年3月6日)	1986年 3月 最高裁判所司法研修所第38期司法修習修了 1986年 4月 弁護士登録 1990年 4月 三宅坂総合法律事務所 開設 パートナー(現任) 2017年 6月 当社社外取締役 (現任)	一株

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. 横尾博氏は、当社の主要株主であるイオン㈱の顧問を兼務しております。当社は、イオン㈱と業務提携及び資本提携の覚書を締結しており、当社子会社であるやまや商流㈱は、イオン㈱の子会社各社と卸売取引があります。
2. 横尾博氏は2013年6月から当社の社外取締役役に就任しておりますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、8年であります。
山岸洋氏は2017年6月から当社の社外取締役役に就任しておりますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。
3. 横尾博氏及び山岸洋氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由と独立性について
横尾博氏は、小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を有しており、その経歴を活かし、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断したものであります。
山岸洋氏は、会社法に精通し、経営における法務コンサルティングの豊富な知見、経験を有しており、その経歴を活かし当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たすことで、当社の経営における法務体制を強化できると判断したものであります。
両氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、当社は両氏を、東京証券取引所が「遵守すべき事項」として規定する独立役員として指定しております。
5. 当社は横尾博氏、山岸洋氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 山内英房氏、山内一枝氏、山内英靖氏は山内コンサルタント㈱の取締役を兼務しており、同社は当社の主要株主であります。
7. コルドンヴェール㈱は当社とイオン㈱の合併会社でイオン㈱の子会社であります。当社子会社のやまや商流㈱は同社から輸入酒類等を仕入しております。
8. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
9. ジャスコ㈱は、2001年8月にイオン㈱に社名変更いたしました。

以 上

- ・株主総会にご出席の株主様へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ・接触感染リスク低減のため、会場座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数には限りがあります。
- ・会場受付時に非接触型検温を実施します。高熱など体調不良が確認されましたら入場を控えていただきます。

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルメルパルク仙台 二階 大会場
宮城県仙台市宮城野区榴岡五丁目6番51号
TEL 022-792-8130

〔交通〕 ●JR「仙台」駅 東口より徒歩10分 JR仙石線「榴ヶ岡」駅より徒歩3分



●駐車場 ホテルメルパルク仙台駐車場

当日、総会会場となっているホテルメルパルク仙台の駐車場をご利用いただけます。株主総会会場受付で駐車場サービス券をお渡しいたしますので係員にお申し付けください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。